

社会福祉法人わかたけ福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかたけ福社会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月27日（評議員会の議決の日）から施行する。